

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		納骨堂及び火葬場の経営の許可・変更の許可		
根拠例規及び条項		墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 10 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及 び条項	多治見市納骨堂等の経営の許可等に関する規則（平成 24 年規則第 号）第 4 条		
	基 準	次の事由に該当するとき。 ○多治見市納骨堂等の経営の許可等に関する規則 第 4 条 第 2 条の規定により、納骨堂等の経営、施設の変更又は廃止の許可に係る申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査の上、許可の可否について決定し、納骨堂、火葬場に係る経営等許可書により、申請者に通知するものとする。 （同規則関連条項） 第 2 条 法第 10 条第 1 項に規定する納骨堂又は火葬場（以下「納骨堂等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、納骨堂等経営許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （ 1 ） 納骨堂等及びその付近の略図 （ 2 ） 納骨堂等の敷地及び建物の図面 （ 3 ） 納骨堂等の敷地の登記事項証明書 （ 4 ） 前 3 号に掲げるもののほか、納骨堂等の経営の永続性及び非営利性が確保されていること並びに当該経営が公衆衛生その他公共の福祉に反しないことを審査するために市長が必要と認める書類 2 法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂等の施設の変更の許可を受けようとする者は、納骨堂等施設変更許可申請書に前項各号に掲げる書類のほか、納骨堂等の施設を変更しようとする理由を記載した書面を添えて市長に提出しなければならない。 第 3 条 法第 10 条第 1 項に規定する納骨堂等の経営の許可又は同条第 2 項に規定する納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可は、当該許可に係る申請の内容が次の各号の全てに該当する場合に行うものとする。 （ 1 ） 法の目的に適合していること。 （ 2 ） 納骨堂等の経営の永続性及び非営利性が確保されていること。 （ 3 ） 申請者が次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア 国又は地方公共団体 イ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人（地方公共団体が納骨堂等を設置することが困難であり、かつ、付近に需要を満たす納骨堂等がない場合であって、原則として自己所有地に納骨堂等を設置しようとするときに限る。） ウ 自己又は自己の親族のための納骨堂等を設置しようとする者であって、その住居の近隣に納骨堂等がないことその他の諸条件を総合的に勘案し、その者による納骨堂等の設置がやむを得ないと市長が認めるもの （ 4 ） 火葬場に係る申請にあつては、当該火葬場が次に掲げる公衆衛生上の基準に適合していること。ただし、土地の状況その他の特別の理由により許可しても支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 ア 火葬場の敷地と隣地との境界は、垣等によって明らかに区画されていること。 イ 火葬場の建物（煙突の部分を除く。）が隣地から見通すことができないこと。 ウ 火炉は、その材質に不燃質材料を使用し、及び十分な燃焼能力を有し、かつ、燃焼時に公衆衛生上の害を及ぼすおそれのない構造であること。 エ 不燃質材料を使用し、覆いが設けられている灰捨場が設置されていること。		
	設定年月日	平成 19 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 24 年 7 月 25 日

標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 ～60 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～60 日		
	設定年月日	平成 24 年 10 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				